

平成21年度

監 査 計 画

酒 田 市 監 査 委 員

1 監査の基本方針

平成20年度は「財政の健全化並びに公正で合理的かつ能率的な市政運営の確保のため、引き続き合併後の会計事務や各種事務処理等の一体化の推進が図られているか及び事務事業の執行が市民福祉の増進と最小の経費で最大の効果を挙げているか」を基本とし、全課・局・室の定期監査や決算審査を実施した。

具体的には、(1)適正な会計事務処理について (2)契約事務及び決裁について (3)補助金交付事務について (4)公有財産の管理について (5)内部統制 (6)市民の関心の高い事項 (7)これまでの監査指摘事項等に対する改善状況について の7項目を重点事項とし、監査を行った。

その結果、一部に文書管理、補助金交付事務、会計事務等に課題が見られ、改善を促したところである。

また、合併後の公有財産等の管理状況を把握する為、平成19年度の八幡総合支所管内に続き、松山・平田総合支所管内の公有財産の管理について行政監査を実施した。

さらに、決算審査では、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の一部施行により、新たに健全化判断比率や資金不足比率の審査を行った。

平成21年度は、昨年10月からの米国発の世界同時恐慌の真っ直中にあり、我が国も未曾有の経済危機に見舞われている。特に、地方においては近年、急速に進んだ大都市と地方の経済格差拡大を背景に、長く景気低迷の状態にあることから、この経済危機がもたらす影響は大都市に比べてもより深刻なものがある。

このような状況の中、本市の平成21年度予算は、国の経済対策と連動し積極的な財政出動を行うことにより本地域の経済・雇用対策の強化と市民生活や地元企業の苦境に対するセーフティネット機能の強化を図る内容となっている。

これを踏まえ、今年度の監査は各種事業の効率性や有効性とスピードをもって事業の推進が図られているかを中心に実施する。

また、全国的に公金の私的流用や補助金の不適切処理事案があとを絶たない状況を踏まえ、それらの適正性についても対応する他、市民の関心の高い事案についても随時監査を行っていく。

2 重点事項

- ① 各課の進行管理表に基づく予算の執行状況について
- ② 適正な財務事務処理について
- ③ 補助金交付事務と補助金の適正性について
- ④ 契約事務の適正性について
- ⑤ 内部統制のあり方について
- ⑥ これまでの指摘事項の改善について

3 監査等の種別

(1) 例月出納検査（地方自治法第235条の2第1項）

例月出納検査の目的は、現金出納機関の毎月の事務処理が、適法かつ正確に行われているかどうかを検査することにある。従って、その内容は、各種の検査資料によって、計数の確認（歳計現金、歳入歳出外現金、一時借入金、基金に属する現金及び預かり金）と現金等の保管状況の確認、会計伝票等の書類検査をするものである。

一般・特別会計、企業会計（水道事業・病院事業）、一部事務組合（庄内広域行政組合及び酒田地区広域行政組合）について、条例上の検査日に毎月実施する。

今年度は原則として、25日に一般・特別会計（10:00～）、水道事業（13:30～）、病院事業（15:00～）、26日に酒田地区広域行政組合（10:00～）、庄内広域行政組合（14:30～）の出納検査を実施する。ただし、休日と重なった場合は順次繰り下げる。

(2) 決算審査（地方自治法第233条第2項及び地方公営企業法第30条第2項）及び財政健全化審査（地方自治体の財政の健全化に関する法律第3条第1項）

決算その他関係諸表の計数の正否、予算執行の適否、収入支出の合法性の審査とともに、予算に定める目的に従って事務事業が効果的、経済的に執行され、その目的を達成しているかどうか、または事業の経営が適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施するものである。また、健全化判断比率の算定とその基礎となる事項が適正に行われているかについて審査する。

一般・特別会計、企業会計（水道事業、病院事業）、一部事務組合（酒田地区広域行政組合、庄内広域行政組合）、土地開発公社について実施する。実施時期は7月～8月、なお土地開発公社は4月下旬～5月上旬に実施する。

(3) 定期監査（地方自治法第199条第4項）

定期監査の目的は、地方公共団体の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が適法、適正かつ効率的に行われているかを定期的に監査することにある。すなわち正確性、合規性、経済性、効率性、有効性が問われる監査である。

今年度は、下記の要領で、10月～翌年2月を中心に実施する。

- ① 原則として、全課（各総合支所の3課、松林荘、図書館、消防団を含む）を対象に実施する。
- ② 監査対象課に関連する室、館、所、センター等は、対象課と併せて実施する。
- ③ 企業会計（水道事業、病院事業）、一部事務組合（庄内広域行政組合・酒田地区広域行政組合）、土地開発公社について実施する。
- ④ 保育園（はまなし学園を含む）、小・中・高等学校については、数か所を選定して実施する。

なお、21年度は、予算の執行状況を確認するため、10月～11月に各課の簿冊等の検査を行い、本監査については、22年1月～2月に行う方法を試行する。

以上の監査と合わせて以下の監査を実施する。

- (4) 財政援助団体、出資団体及び公の施設の指定管理者に対する監査（地方自治法第199条第7項）

財政援助団体、出資団体及び公の施設の指定管理者の中から4月から6月にかけて数団体を選定し監査する。

- (5) 山林調査

10月上旬の予定で、市有林に加え民有林についても、作業道整備など補助事業について事業効果を調査する。

- (6) 工事現場調査

工事が完了した後に工事現場調査を実施する。

4月上旬に前年度分を調査する。現場調査の前に書類審査を行い、現場調査の後に事情聴取する。

- (7) 棚卸し立会い

年度末の3月31日（水）に実施する。

- (8) 随時監査

市民の関心の高い事案について、必要に応じて実施する。

4 監査結果の報告及び公表等（地方自治法第199条第9項）

監査結果の報告は、市長、議長及び関係委員会に行い、酒田市公告式条例に基づき公表する。また、監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があった場合も同様とする。

結果と措置は、市ホームページでも公表する。